

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画（素案）の内容変更点

体裁や改行位置、誤字脱字等、計画内容に影響のないものの修正を除き、3月末時点の内容から以下のとおり変更した。

頁	章	項目	変更内容
-	-	はじめに	イメージ図を追加した。
1	1	1-1 都市計画マスタープランとは	説明の一部を省略修正した。
1	2	1-3 計画の検討体制	「計画の検討体制」を追加した。
40	4	4-3 都市施設の整備方針	「都市計画道路万世中田線（一般国道13号）」を「優先道路」に追加した。
53	5	5-3 立地の適正化に関する基本的な方針	「重点目標2」に「屋内遊戯施設」に関する文言を追加した。
55	5	5-4 誘導施設・誘導区域の設定	誘導施設に「金融機関（地域を統括する店舗）」を追加した。
65 ～ 70	5	5-5 計画の実現に向けた取組	○事業名の列記のみとしていたものに、事業概要を追加した。 ○以下の事業を追加、修正した（関係課確認済）。 ・三友堂病院建設事業（民間） （1）①に追加。③に再掲。「都市再生整備計画」への掲載（予定）を踏まえたもの。 ・屋内遊戯施設整備事業 （2）②で掲載する内容を（1）①に追加掲載。「居住誘導区域で講ずる施策」から転機。「都市再生整備計画」への掲載（予定）を踏まえつつ、「都市機能誘導区域内での整備の検討」と表現した。 ・市道整備事業 （1）①から④に移行。 ・地域公共交通計画策定事業 法改正に伴い「地域公共交通網形成計画」から名称を変更。 ・集合住宅（マンション等）に対する支援 （1）⑤に「検討」する項目として追加。 ・市街地中心部の不動産の有効活用・流通に向けた取組 （1）⑤に「検討」する項目として追加。 ・中高一貫校の整備（県事業） （1）⑥に追加。 ・ふるさと融資（地域総合整備財団） （1）⑦に追加。 ・まちの再生事業 （2）①に追加。低未利用地の有効利用策として、「都市再生整備計画」への掲載（予定）を踏まえたもの。 ・（2）⑤「自然災害への対応」に「防災指針」の文言を追加 法改正に伴い「防災指針」の記載が義務化（9/1以降）。 ・市道認定基準の見直し 新たに「（2）⑥郊外での宅地開発等、土地利用のコントロール」を項立てし、当該事業を追加。
71	5	同上	「届出制度の運用」について、イメージ図を追加。
73	5	5-6 目標値の設定	数値目標「公共交通（バス等）の利用者数」を「公共交通（バス等）の市民1人当たり年間利用回数」に変更した。
74	5	同上	・「関係部署と連携した通年的な進行管理」に関する文言を追加。 ・図に都市機能と居住の好循環を表すイメージを追加。
75 ～ 115	6	地区別構想	○関係する図について、中心拠点（円形）の記載を削除し、「都市機能誘導区域」、「居住誘導区域」の外郭線を追加した。 ○東部・松川地区（P78）の将来像にのうち、交通施設の方針に「国道13号の4車線化整備促進」に関する文言を追加した。 ○窪田・塩井地区（P114）同上